

昭島市地域防災計画（令和7年修正案）概要

1 昭島市地域防災計画の修正要旨

本市では、昭島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を令和6年3月に修正し、災害対策を推進している。その後、残堀川流域洪水浸水想定区域図の公表や土砂災害警戒区域の変更のほか、市の災害対策本部の代替施設や避難所機能を有するイーストテラスが令和7年12月1日に開設することから、災害対策の実効性をより高めるため、次の内容により地域防災計画を修正する。

（1）主な修正内容

- ① 土砂災害（特別）警戒区域の変更
- ② 二次避難所（福祉避難所）から福祉避難所への名称変更等
- ③ イーストテラスの開設に伴う災害対策本部の代替施設及び避難所の指定
- ④ 広域避難場所（旧昭和の森ゴルフコース）の指定解除
- ⑤ 残堀川流域洪水浸水想定区域図の公表に伴う風水害時に開設する避難所の増等
- ⑥ 避難所開設に関する対応の一部変更
- ⑦ その他市組織改正等による役職名等の修正、各種データの時点修正、各種協定の追加等など

（2）地域防災計画の修正時期

令和7年11月

2 主な修正内容の変更理由等【（ ）内は現行の地域防災計画のページ数を表記】

（1）土砂災害警戒区域の変更 ······ (1-4-7、2-2-4、資135)

令和7年7月30日に東京都が土砂災害警戒区域等の解除及び指定について告示を行ったことに伴い、市内の土砂災害（特別）警戒区域が変更となったことから、関係項目を修正する。

【市内の警戒区域（37か所⇒44か所（うち特別警戒区域32か所⇒38か所））】

（2）福祉避難所関係 ······ (2-8-1、3-1-17、3-1-18、資26他)

二次避難とは、一般的に避難所に一度避難し、その後、当該避難所からより安全な地域や避難所等に避難することを言うが、令和3年度の改正災害対策基本法等において、要配慮者等の福祉避難所への直接避難も推奨されていることから、名称変更及び開設時期の変更を行う。

- ① 名称変更 ······ (2-8-1、資26他)
「二次避難所（福祉避難所）」⇒「福祉避難所」

- ② 福祉避難所の開設時期の変更 ······ (3-1-17、3-1-18)
第三段階（4日目以降）から第二段階（6時間後から3日）に変更

（3）イーストテラスの開設に伴う位置付け ······ (3-1-1)

イーストテラス（免振構造）が令和7年12月1日に開設することから、当該施設を本庁舎が被災した場合の災害対策本部の代替施設として位置付けるほか、指定避難所として指定する。

- ① 本庁舎使用不能時の災害対策本部代替施設（1階） ······ (3-1-1)
- ② 指定避難所としての指定（2階：福祉避難所、3階：一般避難所） ······ (資26)

(4) 広域避難場所（旧昭和の森ゴルフコース）の指定解除 · · · · · (3-7-6、資24)

令和7年7月から昭島駅北側地域の開発により造成工事が開始され、旧昭和の森ゴルフコースは広域避難場所として利用できないことから、同敷地の広域避難場所としての指定を解除する。

【広域避難場所（計4か所（183ha）⇒3か所（155.3ha））】

(5) 残堀川関係 · · · · · (4-4-4、資24、資25、資26)

残堀川流域の浸水予想区域について、令和6年2月に東京都が水防法第14条第2項に基づき残堀川流域洪水浸水想定区域図を公表したことから、当該区域図に基づき関係項目を修正する。

① 浸水対象地域の浸水深（下記住所は変更後） · · · · · (4-4-4)

ア 50cm程度：東町一丁目5・16番、東町二丁目1・2番・もくせいの杜一丁目3・5番、もくせいの杜二丁目4・5番

イ 1m程度：もくせいの杜二丁目5番、もくせいの杜三丁目

ウ 2m程度：もくせいの杜三丁目（昭和記念公園内的一部分）

エ 2m以上：もくせいの杜三丁目（昭和記念公園内的一部分）

② 風水害時に開設する指定避難所の変更 · · · · · (資25、資26)

ア 学校：4校追加（東小、富士見丘小、昭和中、昭和高校）※計11校⇒15校

イ 会館等：1施設追加（堀向会館）※計12施設⇒13施設

③ 残堀川の浸水時に使用できない可能性のある一時避難場所の修正 · · · · · (資料24)

使用できない可能性のある一時避難場所から削除：4か所（富士見丘小、みほり広場、子育てひろばほりむこう、エコパーク）を水災時の一時避難場所として新たに指定する。

※使用できない可能性のある場所は、計15か所から計11か所へ減少となる。

(6) 避難所開設に関する対応の一部変更 · · · · · (3-1-13、3-1-14)

震度5弱以上の地震発生時等の市職員の対応は、主任職以下の職員（一部の職員を除く）は、学校2校を経由して学校避難所に参集することとなっているが、学校以外の市施設の避難所について、必要に応じて迅速に開設することができるよう勤務時間外の初動対応及び特別非常配備態勢の流れについて次のとおり修正を行う。

① 避難所対策班の名称変更（避難所対策班 ⇒ 学校避難所対策班）

② 「会館避難所等開設準備要員」の新設

会館等の避難所を所管する各対策班は、当該対策班員のうち主任職以下の職員を1施設につき3名程度指定し、事前指定した場所に参集させ避難所付近の情報収集と開設準備等の対応を行う。

③ 「学校避難所対策班」から除く職員を追加

追加する職員：下水道課職員、会館避難所等開設準備要員、応急危険度判定資格保持者

④ 応急危険度判定実施の優先順位の明確化

第一順位（市役所本庁舎、保健福祉センター、市民総合交流拠点施設）

第二順位（学校避難所、福祉避難所）

第三順位（会館等避難所）

※ただし、被害状況等について明らかな地域差がある場合などは、順位変更を行うことができるものとする。

(7) その他

国土交通省京浜河川事務所が公表した重要水防箇所の変更、各種データの時点修正、各種協定の追加や削除、市組織改正に伴う役職名等の変更等